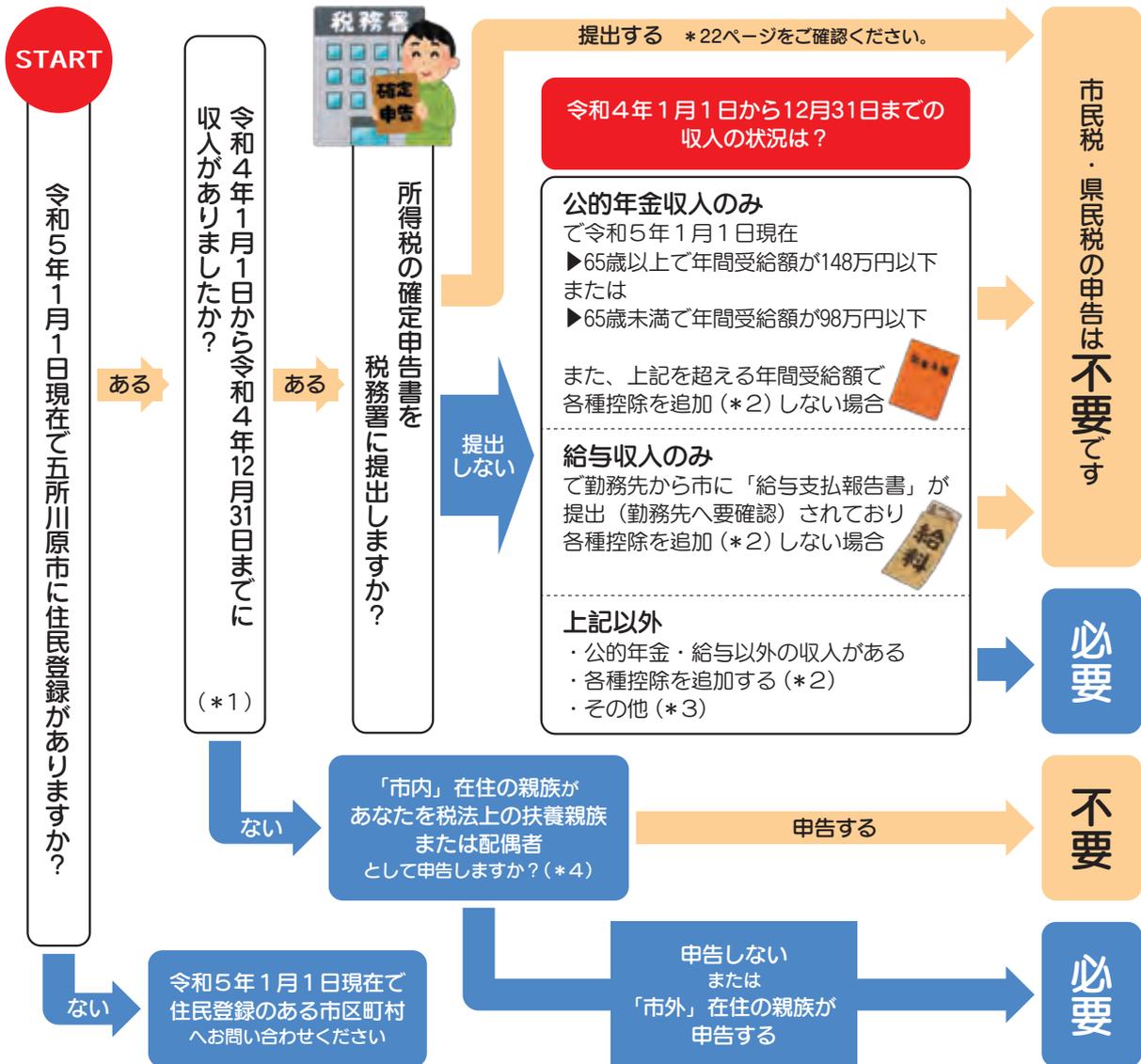




令和5年度 市民税・県民税の申告受付が始まります

受付期間 2月6日(月)～3月15日(水)

1. 市民税・県民税の申告が必要かどうか確認してみましょう



Q. なぜ申告が必要なの？

A. 申告は、市民税・県民税の算定だけでなく、さまざまな制度の判断資料となる大切なものです。
申告をしなければ市では所得の状況が分からないため「国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料が、**実際の所得状況で計算するよりも高額になる**」「さまざまな手続きに必要な**所得課税証明書が発行されない**」等の不利益が生じることがあります。

- * 1 遺族年金、障害年金、雇用保険のみを受給していた方は、収入がなかった方に含まれます。
- * 2 各種控除には、配偶者(特別)控除、障害者控除、ひとり親控除、寡婦控除、扶養控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金税額控除などがあります。
- * 3 公的年金収入と給与収入の両方があり、確定申告をしない方(400万円以下の公的年金収入のほかに、20万円以下の給与所得がある方)などです。
- * 4 保険証の扶養とは異なります。

2. 申告相談日程表（五所川原地区）

【五所川原地区】

会場…中央公民館 3階

時間…9:00～15:30

* 2月8日(水)、2月22日(水)は五所川原地区の受付を休止します。

地区	月日	対象区域
三好川	2. 6 月	(三好) 藻川・高瀬
	2. 7 火	(三好) 鶴ヶ岡 (中川) 種井
	2. 9 木	(中川) 長橋藤島・川山・沖飯詰・桜田
毘沙門	2.10 金	毘沙門・長富
飯詰橋	2.13 月	(飯詰) 橋下
	2.14 火	(飯詰) 橋上・下岩崎 (長橋) 戸沢
	2.15 水	(長橋) 福山・豊成・野里・神山・松野木
七和	2.16 木	持子沢・高野・前田野目
	2.17 金	俵元・原子・羽野木沢
全地区	2.19 日	全地区(金木地区・市浦地区を含む)
梅沢	2.20 月	梅田・中泉
栄	2.21 火	姥苅・セツ館・みどり町一丁目～二丁目
	2.24 金	広田・みどり町三丁目～四丁目・浅井
	2.27 月	稲実・みどり町五丁目～八丁目
松島	2.28 火	米田・太刀打・一野坪
	3. 1 水	金山・水野尾・唐笠柳
	3. 2 木	石岡・吹畑・漆川
市中心部	3. 3 金	栄町・田町・元町・湊・中央五丁目～六丁目
全地区	3. 5 日	全地区(金木地区・市浦地区を含む)
市中心部	3. 6 月	蓮沼・不魚住・柳町・中央一丁目～四丁目
	3. 7 火	鎌谷町・新町・岩木町・川端町・弥生町・大町・松島町一丁目～四丁目
	3. 8 水	烏森・本町・布屋町・東町・旭町・松島町五丁目～八丁目
	3. 9 木	一ツ谷・敷島町・雛田・長橋橋元
	3.10 金	上平井町・中平井町・寺町・柏原町・錦町・末広町・小曲
	3.13 月	下平井町・幾世森・若葉一丁目～三丁目
	3.14 火	幾島町・新宮町・蘇鉄・芭蕉・新宮岡田・新宮松元・田川・長橋広野
全地区	3.15 水	全地区(金木地区・市浦地区を含む)

どうしても都合が合わないときは指定日以外でも大丈夫！
事前連絡はいらぬよ♪



来場の皆さんへのお願い

- ・例年、大変混雑します。時間にゆとりをもって各会場にお越しください。**開始時間前・終了時間後の受付はできません。**
- ・駐車場の台数に限りがあります。乗り合わせや公共交通機関の利用をお願いします。
- ・混雑緩和のため、なるべく**郵送申告**にご協力をお願いします（詳しくは20ページをご覧ください）。

申告相談日程表（金木・市浦地区）

昨年と変更になりましたので
ご注意ください！

【金木地区】

会場…**金木総合支所 2階会議室**

時間…9:00～15:00

地区	月日	対象区域	
金木	2.13 月	大東ヶ丘・金木団地	
	2.14 火	本町・栄町・小川町・米町・三軒町 北新町・南新町・川端町	
	2.15 水	上山道町・中山道町・下山道町	
	2.16 木	昭和町・美晴町・さくら団地	
	2.17 金	芦野町・浦町・田町・寺町	
	2.20 月	朝日町・神明町・新富町	
	2.21 火	若松町・見崎町・芦野団地	
	2.22 水	上宇田野・下宇田野・林下	
	2.24 金	湯の川・向道・女坂・藤枝	
	2.27 月	沢部・蒔田・神原	
喜良市	2.28 火	上柏木町・下柏木町・下町・川端町	
	3. 1 水	上派立・下派立・双葉町	
	3. 2 木	林町・野崎・北本町・南本町	
嘉瀬	3. 3 金	東岩見町・西岩見町・更生	
	3. 6 月	上古町・下古町	
	3. 7 火	後町・畑中・冷水・本町	
	3. 8 水	上小栗崎・中小栗崎・下小栗崎	
	3. 9 木	上派立・中派立・下派立	
	3.10 金	上鍛冶町・下鍛冶町・新堤町	
	3.13 月	上新町・下新町・新誠町	
	3.14 火	上昭和町・下昭和町・車町 上中柏木・下中柏木・東町	
	全地区	3.15 水	全地区

【市浦地区】

会場…**市浦総合支所 会議室**

時間…9:00～15:00

地区	月日	対象区域
磯松	2.21 火	磯松
	2.22 水	
脇元	2.24 金	上脇元
	2.27 月	下脇元
十三	2.28 火	脇元全地区
	3. 1 水	十三山子・十三仲の町
	3. 2 木	十三まち
太田桂川	3. 3 金	十三全地区
	3. 6 月	太田・桂川
3. 7 火		
相内	3. 8 水	相内第一
	3. 9 木	相内第二
	3.10 金	相内第三
	3.13 月	相内北
	3.14 火	相内全地区
全地区	3.15 水	全地区



金木総合支所で
申告される方へ

庁舎前の駐車場混雑を避けるため、
庁舎西側（旧保健センター、旧車庫跡地）
に駐車をお願いします。



- ・最終日に申告をされる方は、書類不備がないようご注意ください。最終日までに申告が終わらなかった場合、税務署で期限後申告が必要となる可能性があります。
- ・自宅での検温をお願いします。発熱等の症状がある場合は来場をお控えください。
- ・会場内では手指消毒・マスクの着用・人とは適切な距離を保つ等、感染症対策にご協力をお願いします。
- ・混雑緩和のため、できるかぎり指定日に、申告される方のみお越しください。混雑の状況によって、会場外でお待ちいただく場合があります。また、会場内は適宜換気しますので、暖かい服装でお越しください。

申告に行く前に必要なもの
を確認しよう！

3. 申告の際に必要なもの



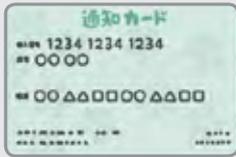
【全員が必要なもの】

◆ 本人確認書類



- マイナンバーカード
申告者・控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者
全員分のもの

* マイナンバーカードをお持ちでない場合



1. マイナンバー確認書類（下記のうちいずれか一つ）

- マイナンバー通知カード
- マイナンバー付き住民票

2. 身元確認書類（下記のうちいずれか一つ）

- 運転免許証
- 障害者手帳
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 在留カード など

◆ 通帳



- 所得税の還付金がある場合に、受取先となる金融機関のもの
* 申告者名義のものに限ります。
* 申告対象となる所得が入金されている場合は、事前に記帳してください。

【所得の計算に必要なもの】

所得の種類	必要書類
給与所得 公的年金等 (企業年金を含む)	 源泉徴収票の原本(複数ある場合はすべて必要です) (給与等支払者から発行されない場合は支払証明書 や明細書等)
営業等所得 農業所得 不動産所得	23ページの「令和4年分収支内訳書」を記載し、ご持参ください。 1 収入について詳しく分かるもの(例) ・売買取切書、精算書、販売・売上金額が分かる帳簿類、通帳等 ・賃貸借に関する契約書、入金が確認できる通帳等 ・交付金等に関する通知書、入金が確認できる通帳等 2 支出(必要経費)について詳しく分かるもの(例) ・各種事業に関する諸経費の領収書、精算書、帳簿等

これらの収入は申告
するのを忘れがちだ
から気を付けよう！



所得の種類	必要書類
一時所得	保険の一時金や満期返戻金の受取通知書等
譲渡所得	売買契約書、(譲渡資産を)取得した時の領収書 特別控除証明書(公共事業による譲渡・農業委員会のあっせん等の場合)
雑所得 (公的年金を除く)	シルバー人材センターの配分金支払証明書 個人年金保険を年金形式で受け取った場合の支払証明書 原稿料や公演料等の支払調書や入金を確認できる通帳等

【控除の計算に必要なもの】

控除の種類	必要書類
医療費控除	24ページの「令和4年分医療費控除の明細書【内訳書】」を記載し、ご持参ください。
社会保険料控除	令和4年中に支払った国民健康保険税や国民年金保険料等の領収書
生命保険料控除 地震保険料控除	保険会社が発行する保険料控除証明書
障害者控除	障害者手帳、障がい者控除対象者認定書
寄附金控除	寄附先が発行する受領証明書や領収書
雑損控除	令和4年中に災害等により支出した金額が分かる領収書

下記に当てはまる方は、忘れずに書類のご準備を！

1. 営業等・農業・不動産所得の申告をする方

経費対象となる領収書等は、科目ごとに仕分けをして、それぞれの合計額を計算し、23ページの「令和4年分収支内訳書」に各科目の金額を記載してください。



2. 医療費控除を受ける方

「医療費控除の明細書」の添付が必須です。24ページの「令和4年分医療費控除の明細書【内訳書】」に金額を記載してください。また、傷病により概ね6カ月以上寝たきり状態の方が使用しているおむつ代を医療費控除の対象とするためには、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

3. 要介護認定を受けている方

要介護認定を受けている65歳以上の方で、障害者手帳および愛護手帳をお持ちでない方が障害者控除を受けるためには、市が交付する「障がい者控除対象者認定書」が必要です。介護福祉課にて事前に交付申請手続きをお願いします。

4. ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方

給与以外の収入や医療費控除等の控除を申告される場合、特例制度による申請は無効となります。「寄附金の受領証明書や領収書」をすべてお持ちのうえ、改めて寄附金控除を申告してください。

4. 市民税・県民税申告書は郵送での提出を!

申告会場は例年大変混雑します。郵送申告で、会場に行く手間や待ち時間を大幅に省けます。

①申告書を書く



- 申告書は市ホームページからダウンロードできます。
- 昨年市民税・県民税申告をした方のうち、以下の方には1月下旬に申告書を送付します。
 - ・非課税収入のみの方
 - ・「市外」居住者の扶養になっていた方
- 収入がなかった方・非課税所得のみの方は、申告書の「生活状況・非課税所得に関する事項」↓の記入のみで終了です。

生活状況・非課税所得に関する事項			
前年中に収入のなかった方は、この欄に記入して申告は終わりです。			
<input type="checkbox"/> 下記の人の扶養を受けていた			
住所		氏名	
<input type="checkbox"/> 生活保護法による生活扶助を受けていた	<input type="checkbox"/> 病気療養中(入院・通院)	<input type="checkbox"/> 預貯金等で生活していた	<input type="checkbox"/> 雇用保険
<input type="checkbox"/> 障害年金	<input type="checkbox"/> 遺族年金	<input type="checkbox"/> その他 ()	

②書類を封筒にいれる



- 以下の書類を封入してください。
 - ・①で書いた申告書
 - ・身元確認書類+マイナンバー確認書類のコピー
 - ・添付書類 (18~19ページの所得・控除の計算に必要なものを参考にしてください)
- 送付された書類は返却しません。
申告書の控えが必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

③税務課へ郵送



【申告書類の送付先】

〒037-8686
五所川原市字布屋町41番地1
五所川原市役所 税務課 市民税係 あて

これで
申告終わり!



* 所得税の還付は市民税・県民税申告書の郵送では受けられませんのでご注意ください。

下記QR等から市ホームページをご確認ください。

五所川原市 申告

検索



5. 雑損控除の申告をされる方は、事前相談を!

大雨災害等により住宅や家財等の資産に損害があった場合は、雑損控除の申告をすることにより控除を受けられる場合があります。

控除額の計算には、損害の状況等を詳しく確認する必要があります。

時間を要しますので、**申告時期前**に相談していただくことで申告がスムーズに行えます。

相談受付期限 **1月18日(水)まで**

問い合わせ先 税務課 市民税係 内線2252・2253

***事前に電話でご予約ください。**



持参する書類

- 被害を受けた住宅・家財等の取得価格や取得年月等が分かる書類
- 被害に関連した支出額（資産の修繕・処分・再取得や、清掃にかかった費用など）の分かる書類
- 被害に対し、保険金等で補てんされた金額の分かる書類

6. 令和5年度からの変更点について

1. 令和5年度市民税・県民税から、成人年齢の引き下げが適用されます

成人年齢の引き下げに伴い「令和5年1月1日現在で18歳以上の方」は、令和4年中の合計所得が一定額以上(*6)の場合、令和5年度市民税・県民税が課税されます。

- *6 扶養している家族がない場合は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに合計で38万円を超える所得（給与収入のみの場合は93万円を超える収入）があった方です。扶養している家族の人数によって非課税となる所得の上限額が異なります。



2. 住宅ローン控除の適用期限が延長されます

- ・**令和7年12月31日までに入居**した方も対象となりました。
- ・所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれない額を、控除限度額の範囲内で翌年度分の市民税・県民税（所得割）から控除します。**控除限度額は下記の表のとおりです。**

	現 行 制 度	改 正 後
入 居 年 月	平成26年4月～令和3年12月	令和4年1月～令和7年12月
控 除 限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)

7. 所得税の確定申告書を作成される方はご確認ください

1. 「住民税に関する事項」等の記載・入力漏れにご注意ください

●初めて確定申告をした五所太郎さんの例



五所太郎さんは、扶養している子どもの名前を申告書に書かなかったことで「子どもを税法上の扶養にしない」申告をしたことになるんだ。

このように、「住民税に関する事項」等に不備があると、住民税が正しく計算されないよ。

確定申告書を提出する前に、第二表(確定申告書の裏面)の「配偶者や親族に関する事項」・「住民税に関する事項」に記載・入力漏れがないか再確認してね!



2. 所得税の確定申告書を郵送で提出される場合は、税務署に郵送してください

誤って市役所に郵送された場合は本人に返送しますので、郵送前に必ずあて先をご確認ください。

また、作成済みの確定申告書を市の申告相談会場へ提出された場合も、市ではお預かりすることはできません。直接税務署へ提出してください。



問い合わせ先

代表：0173-35-2111

税務課 市民税係 内線2252・2253

* 申告期間中は電話がつながりにくくなっています。担当者不在のため、夜間の折り返しとなる場合もありますのでご了承ください。



【 令和4年分 収支内訳書 (令和4年1月1日 ~ 令和4年12月31日) 】

③雑収入の内訳

田畑の面積等の状況	面積 (a)	金額 (円)
所有面積		
借受面積		
転作面積		
耕作面積		

※必要経費は事業に係る部分だけです。ご注意ください。
申告の際は、科目ごとに内訳のわかるもの（領収書、通帳等）を整理して、申告相談時に持参してください。

必要経費の主な科目の具体例

科目	具体例
販売・売上金額、賃貸料	① 事業から生ずる売上額、農作物の販売金額
家事消費費	② 商品等を家事消費、贈答品とした場合の販米等
雑収入・その他の収入	③ 交付金、精算金、作業受託料等販売収入以外の収入
農産物棚卸高	④ 本年1月1日現在の委託販売・棚卸高
期首商品棚卸高	⑤ 本年12月31日現在の委託販売・棚卸高
仕入金	⑥ 商品の仕入金額
期末商品棚卸高	⑦ 本年12月31日現在の棚卸高
給料賃金・雇人費	A 農業、事業等に従事した雇人の給料 (生計を一にする親族は専従者控除⑬になります)
小作料・賃借料	B 小作地の使用料、共同選果場等の使用料・賃借料及び作業受託料
外注工賃	C 下請けへの発注・原材料の加工賃
減価償却費	D 事業用の施設・機械・トラック等の償却費
利子割引料・借入金利子	F 事業資金を借り入れた場合等の支払利息
租税公課	A 事業に関する固定資産税、自動車税、会費等
種苗費	E 種子、苗等の購入費用
畜養費	U 子牛・子豚等の取得費及び種付料
肥料料	W 化学肥料、たい肥の購入費用
飼料	才 飼料の購入費用
農具	力 使用可能期間が1年未満又は購入価格が10万円未満の農具購入費
農業衛生費	キ 農薬の購入費用、共同（航空）防除の負担金
諸材料費	ク 農業のために使用する材料費（黒土・紙袋・ビニール等）
修繕費	ケ 事業に使用している建物・車両・農機具等の修理費用
動力光熱費	コ 事業のために使用した燃料費（水道・電気・灯油・ガソリン・軽油代等）
旅費交通費	サ 電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代等
通信費	シ 電話料、切手代等
消耗品料	タ 消耗品や10万円未満の備品の購入費
作業用衣料費	ツ 農作業に必要な衣料の購入費（作業衣・長靴・手袋等）
農業共済掛金	チ 水稲・果樹等の共済掛金、車両保険料、農業用資産に対する火災保険料等
農業共済手数料	ト 出荷手数料、検査料、運搬料等
土地改良費	ナ 土地改良事業の費用

..... 記帳・帳簿等の保存制度について

事業所得（農業・営業）、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方は、平成26年1月から、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。
▷ 帳簿を備え付けて、収入金額や必要経費について、取引の年月日や金銭等を記載しなければなりません。
▷ 帳簿や請求書・領収書などの書類を整理して保存しなければなりません。

科目	目	金額 (円)	農	営	不
収入金額	販売・売上金額、賃貸料	①	○	○	○
	家事消費費	②	○	○	○
	雑収入・その他の収入	③	○	○	○
	礼金・権利金更新料	④	○	○	○
	名義書換料・その他	⑤	○	○	○
	小計(①+②+③+④+⑤)	⑥	○	○	○
	農産物棚卸高	⑦	○	○	○
	期末	⑧	○	○	○
	小計(⑥-⑦+⑧)	⑨	○	○	○
	期首商品棚卸高	⑩	○	○	○
	仕入金	⑪	○	○	○
	小計(⑩+⑪)	⑫	○	○	○
	期末商品棚卸高	⑬	○	○	○
	差引原価(⑫-⑬)	⑭	○	○	○
	差引金額(⑨-⑭)	⑮	○	○	○
経費	給料賃金・雇人費	A	○	○	○
	小作料・賃借料・外注工賃	B	○	○	○
	減価償却費	C	○	○	○
	貸倒金	D	○	○	○
	地代家賃	E	○	○	○
	利子割引料・借入金利子	F	○	○	○
	その他	A	○	○	○
	専従者控除前の所得(⑮-⑯)	⑰	○	○	○
	専従者控除	⑱	○	○	○
	所得金額(⑰-⑱)	⑲	○	○	○

9. 収支内訳書は実際の申告に使用される。

